

生徒指導規程

(目 的)

第 1 条 本規程は、本校の教育目標に沿った生徒の育成を図るために必要な、教職員の共通認識並びに実践ができるように定める。

第 1 章 校 内 生 活

(登下校・欠席・早退・外出・遅刻)

第 2 条 登校・下校・欠席・早退・外出及び遅刻に関しては、次のとおりとする。

- 1 登校は、8時35分までに各ホームルームで着席していることとし、下校時刻は、原則として16時00分までとする。
- 2 欠席、遅刻をする場合は、必ず保護者が事前に電話のうえ担任に連絡するものとする。
- 3 早退・外出の場合は、所定の様式に所定事項を記入し、担任の許可を受けるものとする。
- 4 登校時刻並びに授業に遅刻した場合は、職員室の先生から入室許可証を受け取り、担任または教科担任に提出するものとする。

(授業姿勢・学習環境)

第 3 条 授業を受ける姿勢及び学習に適する環境の維持については、次のとおりとする。

- 1 授業の始まりと終わりには、服装を正して直立してから「礼」をする。
- 2 授業に必要な教科書・教具の貸借は認めない。
- 3 始業前に授業の準備をし、チャイムが鳴る前に着席する。
- 4 学習に不必要な雑誌・娯楽品等は持参しない。
- 5 携帯電話を持参した場合は、授業中は電源を切ることとする。
- 6 教室内の整理整頓に心がけるとともに落書き・故意の破損はしてはならない。

(校内におけるマナー)

第 4 条 校内におけるマナーについては、次のとおりとする。

- 1 校長室・職員室・保健室・進路指導室・事務室などに入るときは、必ず、身だしなみを整えてからノックをし、きちんと挨拶をする。
- 2 登下校時を除き、帽子・コート・手袋類は校舎内で着用しないこと。

(所持品・携行品)

第 5 条 所持品・携行品については、次のとおりとする。

- 1 身分証明書は、校内外を問わず携行する。
- 2 所持品には名前を付し、学習に必要なもの以外(不要品)は持参してはならない。
- 3 教科書等を持ち運ぶバックは、華美でないものとする。
- 4 多額の金銭、貴重品は持参してはならない。やむを得ず持参した場合は、必ず担

任に預ける。

(施設・設備の使用)

第 6 条 校内の施設・設備を使用するにあたっては、大切に扱うものとする。万一破損した場合は、直ちに指導担当教諭に申し出ること。故意に破損した場合は、復元経費を負担しなければならない。なお、部活動、その他施設・設備を用いて任意の活動をしようとするときには、別に定める様式により、事前に許可を得なければならない。

(文書配布及び掲示・集会・募金等)

第 7 条 校内における文書配布及び掲示・集会・募金等については、事前に生徒指導部の許可を受けるものとする。

第 2 章 校 外 生 活

(登下校時の車の同乗)

第 8 条 登下校時には、家族以外の車への同乗をしてはならない。

(出入り禁止場所)

第 9 条 北海道青少年保護育成条例で禁止している場所並びにその他、高校生として好ましくないところへの出入りは禁ずる。

(夜間外出・外泊等)

第 10 条 夜間外出・外泊等については次のとおりとする。

- 1 夜間外出は午後 10 時 00 分までとし、以降の外出については、保護者同伴とする。
- 2 外泊は禁止する。但し、保護者が同意した場合はこの限りではない。

(アルバイト)

第 11 条 アルバイトについて

- 1 就業内容については、次のとおりとする。
 - (1) 労働時間については、夜 10 時 00 分までに帰宅できる範囲とする
 - (2) 場所については、風俗営業に関するもの酒類を提供する場所やパチンコ店など) や危険が伴うと予想されるもの、また、長距離にわたって交通機関を利用するものや、住み込みまたは宿泊を伴うもの以外の場所とする。
- 2 生徒がアルバイトを希望する場合は、保護者の承諾を得て、学校に届け出なければならない。
 - (1) 本校所定の様式をもって担任に届け出、担任は指導の基準に基づいて検討し、生徒指導部へ提出するものとする。また、不適切と判断されるものについては、届け出を受理できない場合もある。
 - (2) 生徒はアルバイトの届け出をしてからアルバイトを開始することとする。
 - (3) 本人の事情もしくは事業所の都合によりアルバイトを中止した場合は、速や

かに担任に届け出ることとする。

3 次の項目に該当する場合は、保護者と連絡のうえ指導し、中止させるものとする。

- (1) 就業内容に違反している場合。
- (2) 評価、評定で「1」を有し、進級・卒業が危ぶまれる場合。
- (3) 欠席が、「出席すべき日数」ならびに教科科目授業時数の2割を超える場合。
- (4) 遅刻・早退が多く、服装・頭髪などの校則に違反し、学校生活に問題のある場合。
- (5) 無届け、もしくはアルバイトのために正常な学校生活に支障をきたしている場合。
- (6) その他、校長が不相当と認めた場合。

(交通安全)

第12条 交通安全について

- 1 通学については、次の事項を遵守しなければならない。
 - (1) 通学に際しては交通ルールを守り、高校生としての良識ある行動をとること。
 - (2) 公共機関による乗物を利用する際は、他の乗客の迷惑になる行動を慎み、安全に留意すること。
 - (3) 交通事故にあった場合は、直ちに学校へ届出ること。
- 2 自転車通学は、次の条件で許可が必要である。
 - (1) 自転車通学しようとするものは、「自転車通学届」を提出しなければならない。
 - (2) 自転車通学は、経路及び距離が妥当であり、車体が整備されている場合に許可する。
- 3 自転車通学を認められたものは、次の事項を遵守しなければならない。
 - (1) 交通道德、道路交通法を遵守すること。特に、夜間は照明を点灯し、並進、二人乗り、他人への貸与はしないこと。
 - (2) 車体には常に本校指定のステッカーを貼付すること。
 - (3) 登校後は、自転車を指定された場所に施錠し、整頓しておくこと。
 - (4) 積雪時及び風雨がはげしい場合は、乗車しないこと。
- 4 原動機付自転車及び自動二輪運転免許の取得については、いかなる場合にもこれを認めない。
- 5 四輪運転免許の取得は認めるが、別に定める「車輛運転免許取得規程」による。

(諸届・願・同意書)

第13条 諸届・願・同意書について

諸届・願・同意書については、それぞれ所定の用紙に記入し提出するものとする。
但し、手続き等については、「諸届願一覧」を参照のこと。

第 3 章 服装・頭髪

(服装、頭髪)

第 14 条 服装、頭髪等について次のとおりとする。

- 1 本校服装規程に沿った制服を着用することを原則とする。
- 2 年間を通して略装を認める。但し、儀式・行事・進路活動等の際は正装とする。
- 3 ストッキングは黒・紺・肌色とする。
- 4 上着の下に、派手でない色（ワンポイント可）のカーディガン・ベスト・セーター（フードがついていない）類の着用を認める。ブラウスを着用する場合は、本校指定のベストを着用すること。また、セーター類を上着の上から着用することは禁止とする。
- 5 上靴は学校指定のものとする。また、登下校時に履く外靴は、活動的で華美でないものとする。
- 6 頭髪は常に清潔であること。パーマ、カール、染髪、脱色は禁止とする。
- 7 コート類は華美にならないようにする。
- 8 化粧（含むマニキュア）、指輪、ネックレス等の装飾品を身につけることは禁止とする。
- 9 その他、別に定める「服装規程」による。

第 4 章 生徒指導措置

(生徒指導措置)

第 15 条 生徒指導措置については、次のとおりとする。

- 1 「懲 戒」
生徒の懲戒は、学校全体の規律や秩序維持の立場から、必要やむを得ないものについて行う。
- 2 「訓告以上の措置」
訓告以上の措置は次のように定める。
 - (1) 訓告 校長による訓告
 - (2) 停学 懲戒のための登校停止
 - (3) 退学 懲戒のための退学
- 3 「訓告以上の措置に該当する場合」
訓告以上の措置に該当するものは、次のように定める。
 - (1) 触法・ぐ犯・不良行為のあった場合
 - (2) 性行不良で他の生徒の教育の妨げになる場合
 - (3) その他、校則に違反した場合
- 4 「訓告以上の措置の内容」

訓告以上の措置は生徒指導部の所管とし、またその内容については別に定める「生徒指導措置細目」による。

付 則

平成 28 年 3 月 17 日一部改正

令和 4 年 5 月 30 日一部改正

令和 6 年 4 月 1 日一部改正

車 輛 運 転 免 許 取 得 規 程

（目 的）

第 1 条 この規程は、本校生徒の車輛免許取得及び自動車学校通学（以下、「通学」とする。）に関する事項を記し、交通安全並びに交通事故防止の意識高揚を図ることを目的とする。

（運転免許取得の範囲）

第 2 条 運転免許取得の範囲は次のとおりとする。

- 1 自動車免許取得については、3 学年の卒業式以降とする。
- 2 原動機付自転車及び自動二輪車の免許取得は、在学期間中は認めない。
- 3 進路先から取得条件の提示があり、校長が適当と認めた場合のみ、3 学年の卒業式以前に取得することを認める。

（通学許可の条件）

第 3 条 自動車免許取得に関わる通学条件は、次のとおりとする。

- 1 評価・評定「1」を有していない者
- 2 通学開始の時期まで学校諸納金が納入されている者
- 3 本校所定の「自動車学校通学承認願」を提出し、本校所定の「自動車学校通学許可証」の発行を受けた者

（通学期間）

第 4 条 自動車学校通学期間は、次のとおりとする。

- 1 通学は後期中間考査以降を原則とし、定期考査 1 週間前から定期考査終了までは、通学を認めない。
- 2 通学は放課後・休日とし、授業・行事を欠席して通学することは認めない。

（通学許可手続）

第 5 条 自動車運転免許取得を希望する者は、本校所定の「自動車学校通学承認願」に必要事項を記入し、HR 担任を通じて校長に願い出ることとする。

第 6 条 本校の許可を得ずに通学した場合は、特別指導の対象とする。

（その他）

第 7 条 通学時の事故等については、保護者や自動車学校の責任において処理するものとする。

付 則

平成 28 年 3 月 17 日一部改正

令和 6 年 4 月 1 日一部改正